

# 一般社団法人日本血液製剤協会 企業倫理綱領

制定日：平成 23 年 4 月 28 日

1. 当協会会員企業は、血液製剤が人体から採取された血液を原料とする有限かつ貴重なものである事を十分に自覚し、生命関連企業としてより高い倫理観を持ち、法令が求める社会的要請はもとより法令遵守を超えた自らの社会的な責任を認識し企業活動に取り組む。
1. 当協会会員企業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念に則り、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、適正使用の推進及び公平かつ透明な血液事業の確保に努める。
1. 当協会会員企業は、有用で安全な血液製剤の開発、供給を通して顧客の満足と社会からの信頼を獲得するとともに、健康で豊かな社会の発展に寄与する。

当協会会員企業は、以上の基本理念をもとに、次の実践綱領を自主的・積極的に推進する。

## (1) 有効な血液製剤の開発努力

血液製剤は医療の領域で多くの成果をもたらしてきている。今後とも有効な血液製剤の開発や品質の向上を図り、医療ニーズを満たす企業努力を真摯に継続する。

## (2) 安全性の確保・向上

血液製剤は他の医薬品より厳しい規制が課され、特有の対応を求められる。最新の科学的な知見に基づき、より一層の安全性の確保及びその向上に向けた不断の努力を行う。

## (3) 安定生産・供給の確保

血液製剤は他の医薬品では代替できない必須医薬品としての側面を有する。この為、医療需要に応じて国が毎年度定める血液製剤の需給計画に対応して、確実かつ安定的な製剤の生産及び供給を達成する。

## (4) 適正使用の推進

血液製剤が有限かつ貴重な人の血液に由来するという特性に配慮し、血液製剤に関する正確かつ迅速な情報の収集・評価・伝達を行い、適切かつ適正な使用を一層推進する。

## (5) 公正な競争

公正な競争を行い、創造的、効果的、活力ある企業体質づくりに努力する。

## (6) 社会への貢献

企業市民としての自覚のもとに市民社会の健全な発展に貢献するよう努力する。

## (7) 法令遵守体制の強化

生命関連企業として崇高な社会的役割を自覚して、企業を取り巻く各種法令の遵守はもとより、企業の内部統制の構築とともにステークホルダーに対して積極的な情報開示及び説明責任を果たせる体制を強化する。